

千葉県地域ぐるみ福祉振興基金 地域福祉フォーラム活動支援事業（再助成）募集要項

令和6年3月
社会福祉法人千葉県社会福祉協議会
千葉県地域福祉フォーラム事務局

1 事業の趣旨

千葉県は、互いに支え合い安心して暮らせる地域社会の構築を目指して、「千葉県地域福祉支援計画」を策定しています。

この目的の実現には、地域住民一人ひとりが地域福祉の主役として、支え合い、助け合うことが重要であることから、地域住民をはじめとした様々な分野の方々が参加・連携して新しい取組みが活発に行われるよう、平成17年度から千葉県地域ぐるみ福祉振興基金助成により「地域福祉フォーラム」の設置を支援してきましたが、設置後の活動に対する助成の仕組みはありませんでした。

このことから、「地域福祉フォーラム」の設置後の活動に対する助成の仕組みを新たに定め、「地域福祉フォーラム設置支援事業」の利用実績のある「小域地域福祉フォーラム」へ再助成を実施します。ただし、本事業(再助成)の利用は一回限りとしません。

2 対象となる事業

この事業では、「小域地域福祉フォーラム」の活動経費を助成します。

ただし、県・市町村・共同募金などからの補助金、助成金その他公的な助成を受けている活動は除きます。また、基本地域福祉フォーラムは対象としません。

小域地域福祉フォーラムを通じて想定される活動

※下記は全て例示であり、各地域の実情に応じた活動が期待されます。

- ・子育て支援、子ども食堂等の活動
- ・見守り、防災、防犯ネットワーク活動
- ・認知症高齢者、障害者、児童の権利擁護活動
- ・商店街の活性化のための活動
- ・福祉教育活動
- ・ボランティア、市民活動への参加促進活動
- ・サロン等、誰もが気軽に立ち寄れる居場所を提供する活動
- ・オンラインを活用した小域地域福祉活動
- ・地域福祉活動計画（地区別）の策定のための活動

3 応募できる団体・グループ等

次の基準をすべて満たす団体等とします。

- ① 当該圏域内に拠点を有し、域内を中心に活動することを目指していること
- ② 事業の連絡責任者が特定できること
- ③ 事業の成果報告ができること
- ④ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと

- ⑤ 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと
- ⑥ 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体が参画していないこと
- ⑦ 市町村、基本・県域地域福祉フォーラムと協力して地域福祉・地域づくりを推進する意思を有していること
- ⑧ 福祉分野に限らず就労、教育、防災、防犯をはじめとする福祉以外の各分野の方々に構成又は構成を目指し、組織運営、事業活動方針等について、住民の声をできるだけ反映させるよう努める等、地域に開かれた組織とする意思を有していること
- ⑨ 継続して活動する意思を有していること
- ⑩ 「地域福祉フォーラム設置支援事業」の利用実績のある「小域地域福祉フォーラム」が設置されていること

4 対象となる経費・期間

(1) 対象経費

- ・ 2の事業の実施に直接要する経費
- ・ 活動費及び事務費（会議費、旅費、諸謝金、需用費、役務費、賃借料、備品購入費等）

(2) 対象期間

再助成を開始する年度を含め、地区の希望に応じて1～5年度の範囲内で期間を設定できることとします。なお、助成金の申請、精算は年度ごとに行います。

※再助成決定前に発生した経費は原則助成対象外です。ただし、再助成開始2年度目以降についてはこの限りではありません。

5 再助成金額・再助成団体数

(1) 再助成限度額：1地区当たり総額30万円以内

※地区の事業計画に基づき助成限度額の範囲内で助成可能とします。

(2) 再助成団体数：令和6年度新規再助成 40団体

※再助成は、毎年、新規申請受付を原則40団体に限定し助成します。

6 応募期間・応募方法

(1) 応募期間

令和6年度に応募受付期間は、令和6年3月22日（金）から11月29日（金）（消印有効）までとします。

(2) 応募方法

郵送、持参（ファクス、Eメールでの応募は受けません。）

(3) 提出書類

- ア 千葉県地域ぐるみ福祉振興基金助成金交付申請書（別記第1－5号様式）
- イ 資金・事業計画書（別紙12）
- ウ その他応募事業を理解するために参考となる資料（団体の会報、パンフレット等）
- エ 定款、寄付行為又は規約、役員名簿（写し、書式自由）

※提出いただいた応募書類はお返ししません。必ずコピーを取ってください。

(4) 提出先

提出書類を管轄する市町村社会福祉協議会（千葉市は各区社協事務所）へ提出してください。

市町村社会福祉協議会は千葉県地域福祉フォーラム事務局（千葉県社会福祉協議会）へ提出してください。

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4番5号

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 千葉県地域福祉フォーラム事務局あて

(5) 募集要項（応募用紙）

応募用紙のデータが必要な方は下記URL、QRコードからダウンロードできます。

千葉県社会福祉協議会ホームページ

(<http://www.chibakenshakyo.com/>)

トップページ左上『県民の皆様へ 地域福祉・各種相談』⇒『地域福祉』

⇒『地域福祉情報 ～地域福祉フォーラムなど～』



QRコード

7 審査期間・審査基準

(1) 審査期間

毎月末締めとし（消印有効）、原則として、1ヶ月を目途に交付の可否を決定します。

交付決定されたら、「千葉県地域ぐるみ福祉振興基金助成金交付決定通知書（別記第2-5号様式）」により通知します。

※令和6年度の新規受付数が上限に達した場合は、事務局よりその旨をご案内します。

(2) 審査基準

審査にあたっては、以下の視点を踏まえ総合的に判断します。

組 織	実効性等	幅広い組織・団体等の参加が見込まれるか
		継続して活動できる見込みはあるか
事 業	現 実 性	地域の実情を踏まえた事業であるか
		千葉県地域福祉支援計画の理念に沿ったものか
		実行可能な計画等で立案されているのか

8 助成金の交付

助成金の交付は概算払いとし、交付が決定した団体からの請求「千葉県地域ぐるみ福祉振興基金助成金概算払請求書（別記第7-5号様式）」により、銀行振込により交付します。

(1) 2年目以降は、前年度の実績報告書及び当該年度の助成金交付申請書の提出に基づき審査・交付することとなります。

- (2) 助成事業年度終了後、事業について評価を行い、助成の継続等を検討することがあります。
- (3) 助成金の交付を受けた団体は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ当該帳簿及び証拠書類を助成事業年度終了後5年間保管していただきます。
- (4) 千葉県地域福祉フォーラム事務局は、必要に応じて事業実施状況の説明若しくは報告を求め、又はこれに関する帳簿及び証拠書類、その他関係書類を閲覧し、調査します。

9 実績報告書の提出

対象となる活動が終了してから20日以内、若しくは事業次年度の4月20日のいずれか早い日までに次の書類を提出していただきます。なお、助成金の交付期間が3年度の場合は3度、5年度の場合は5度提出することになります。

(1) 提出部数：1部

- ア 千葉県地域ぐるみ福祉振興基金助成事業実績報告書（別記第4－5号様式）
- イ 収入支出決算（見込）書抄本（任意様式）
- ウ 事業実績書（別紙20）

(2) 提出先

小域地域福祉フォーラムは、管轄する市町村社会福祉協議会（千葉市は各区社協事務所）へ提出（経由）し、これを受けて市町村社会福祉協議会は千葉県地域福祉フォーラム事務局へ提出してください。

10 事業の変更・中止・廃止

事業の内容を変更、中止、廃止する場合は、「千葉県地域ぐるみ福祉振興基金助成事業（変更・中止・廃止）承認申請書（別記第3－5号様式）」により申請してください。

11 助成金の返還義務

次の場合にはこれを公表し、助成金の全部又は一部を返還していただきます。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) 助成金を対象活動又は対象経費以外に使用したとき。
- (3) 対象活動を中止したり、縮小したり、完了できないとき。

<問合わせ先>

○千葉県地域福祉フォーラム

事務局：社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4－5 千葉県社会福祉センター

TEL 043-245-1102 FAX 043-244-5201

メール chiiki@chibakenshakyō.com